

# 中小企業事業主の皆様へ 個別に訪問説明をいたします！

—改正労働基準法など働き方改革の進め方について—

- ・労働基準法の基礎知識から改正労働基準法の内容まで、働き方改革の進め方にお悩みの中小企業の事業主又は労務責任者に対し、労働基準監督署の職員（相談・支援担当）や東京働き方改革推進支援センターの専門家が個別に訪問して、丁寧に説明します。**費用はかかりません。**
- ・法違反などの指導を目的に行うものではありませんので、お気軽にお申し込みください。

労働基準法が改正されて、  
うちの会社は何をしなければいけないの？

年次有給休暇の制度が  
変わると聞いたけど？

うちの会社の労働時間制度  
はこのままでいいの？  
残業時間は減らさなければ  
ダメなの？



◆ 個別訪問を希望される場合は、裏面の申込書により、管轄の労働基準監督署あてFAX等でお申し込み下さい。

相談内容に応じて、各労働基準監督署（支署）又は東京働き方改革推進支援センターの担当者から折り返し、ご連絡いたします。

